

「第2次再犯防止推進計画」（仮称）の策定
に向けた「再犯防止推進計画等検討会」
（第4回）議事録

- 第1 日 時 令和4年4月18日（月） 自 午前 9時59分
至 午前11時23分
- 第2 場 所 オンライン
- 第3 議 題 （1）次期再犯防止推進計画の策定に向けた重点事項（案）について
（2）意見交換
- 第4 議 事 （次のとおり）

「第2次再犯防止推進計画」（仮称）の策定に向けた再犯防止推進計画等検討会

（第4回）

関係省庁出席者一覧

（議長）			
法務副大臣	津	島	淳
（副議長）			
法務省大臣官房政策立案総括審議官	吉	川	崇
（構成員等）			
内閣官房副長官補付参事官補佐 ※代理	芥	川	希斗
警察庁生活安全局生活安全企画課 課長補佐 ※代理	堂	原	みなみ
警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課暴力団排除対策官 ※代理	内	田	晋太郎
総務省自治行政局地域政策課長	杉	田	憲英
法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室長	早	湊	宏毅
法務省刑事局総務課長	大	原	義宏
法務省矯正局更生支援管理官	谷	口	哲也
法務省保護局総務課長	押	切	久遠
法務省保護局更生保護振興課長	瀧	澤	千都子
文部科学省総合政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長	石	塚	哲朗
文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課 課長補佐 ※代理	片	柳	成彬
文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導室生徒指導調査官 ※代理	井	川	恭輔
厚生労働省職業安定局雇用開発企画課就労支援室 室長補佐 ※代理	矢	野	誇須樹
厚生労働省人材開発統括官付訓練企画室 室長補佐 ※代理	三	姓	晃一
厚生労働省社会・援護局総務課 課長補佐 ※代理	酒	谷	徳二
厚生労働省社会・援護局社会障害保健福祉部 精神・障害保健課依存症対策推進室長	小	澤	幸生
農林水産省経営局就農・女性課 経営専門官 ※代理	森	戸	裕紀
林野庁経営課林業労働・経営対策室長	池	田	秀明
水産庁漁政部企画課長	河	村	仁
中小企業庁経営支援部経営支援課 課長補佐 ※代理	新	垣	琢磨
国土交通省住宅局住宅政策課長	皆	川	武士

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 おはようございます。それでは、定刻となりましたので、ただいまから「第2次再犯防止推進計画」の策定に向けた「再犯防止推進計画等検討会」の第4回会議を開催いたします。法務省大臣官房政策立案総括審議官の吉川でございます。本日も司会進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

今回もオンライン方式により会議を開催させていただいております。音声聞こえない、画像映らないなどの不具合が生じた場合には、議事の途中でも結構ですので、挙手機能、チャットなどでその旨をお知らせください。

なお、有識者構成員であられます和田委員におかれましては、本日所用により御欠席でございます。

それでは、本検討会の開催に当たり、議長であります津島法務副大臣から御挨拶をさせていただきます。

津島副大臣、よろしくお願いいたします。

○法務副大臣 皆様おはようございます。再犯防止推進計画等検討会第4回の開催に当たりまして、議長として一言御挨拶を申し上げます。

次期再犯防止推進計画の策定に向けて、本年2月に開始しました本検討会も今回で数えて4回目となります。

第1回目では、現在の推進計画に基づく各施策の進捗状況等について法務省から御報告を申し上げた上で、有識者委員の皆様から今後の課題や取り組むべき施策などについて御意見を頂きました。また、2回目、3回目では、更生保護関係や福祉関係、地方公共団体など様々な分野や立場で再犯防止の活動を行っておられる8組9名の方々からヒアリングを行いました。公務により残念ながら出席することはできませんでしたが、非常に充実したお話を伺うことができた聞いております。

本日はこれまでの検討会の議論等を踏まえ、次期推進計画の策定に向けた重点事項について御議論を頂きます。

この重点事項は、次期推進計画に向けての大きな一歩になるものであり、また、これを取りまとめた暁には、法務省として次年度の予算要求にもいかしていきたいと考えてございます。

本日も忌憚のない御意見を頂ければと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、以上をもって私の挨拶とさせていただきます。どうぞ皆様、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 津島副大臣、ありがとうございました。

それでは、議事に入ります。

まず、次期再犯防止推進計画の策定に向けた重点事項（案）についてでございます。

前回の会議で、今後、次期計画を策定するに当たって、まずはたたき台となる重点事項を策定することとなり、この間、事務局において重点事項（案）を作成いたしました。その上で事前に有識者構成員の先生方にも御覧いただき、御意見を頂戴いたしまして、その御意見や御趣旨を反映させていただきましたので、その概要について法務省大臣官房秘書課から御説明させていただきます。

○法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室長 法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室長の早洩でございます。私から重点事項（案）の概要について、御説明を申し上げます。

資料につきましては、事前にデータでもお送りしておりますけれども、同じものを今から画面上でも共有させていただきますので、適宜御覧いただければと思います。

まず、全体の構成について御説明いたします。

この案では、検討会における検討状況や重点事項の位置付けについて記載した序文に続きまして、「1. 基本的な方向性」、次いで各論となる「2. 重要な取組として考えられる事項」をそれぞれ記載しております。

まず「1. 基本的な方向性」でございますが、これは、2の各論とも相互に関連するものではございますけれども、現行の計画に基づく取組も5年目を迎え、次期計画という次のフェーズにおける取組事項等を検討するに当たりまして、これまでの取組の結果明らかになった課題を踏まえ、基本的な考え方や方向性を明らかにし、それに基づく取組を掲げることが有用と考えられたことから、このような項目を設けているものでございます。

内容の1点目は、刑務所出所者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた「息の長い支援」を実現することございまして、宮田委員からの事前の御意見も踏まえて、「個々の対象者の主体性」という視点を取り込んでおります。

2点目は、1点目にあった「息の長い支援」を実現するためには、これまでも再犯防止策の軸となっておりました「就労」と「住居」の支援に加えて、出所者等を就労住居につないだ後も継続的に支援するための相談拠点や、関係機関等あるいは民間協力者が有機的に連携できるようにするための支援連携拠点の構築が重要と考えられたことから、清水委員からの事前の御意見も踏まえて、これらの点を盛り込んでございます。

3点目は、国・地方公共団体・民間協力者の連携を更に強固なものにするためにも、地方公共団体による積極的かつ主体的な取組を促進することが重要と考えられたことから、これまでの会議での御意見等も踏まえて、この点を掲げているものでございます。

次に、「2. 重要な取組として考えられる事項」について記載しております。

まず（1）は「個々の適性や社会の労働需要も踏まえた就労支援の充実強化」です。

具体的には、これまでの会議や今般の事前の御意見等も踏まえまして、出所後の生活環境も見据えた施設内から社会内への一貫した指導・支援スキームの確立、また、コミュニケーション能力等の基礎的素養の向上も含めた職業訓練等の充実、協力雇用主の職種の多様化等を盛り込んでございます。

続いて、「（2）対象者の特性に応じた住居の確保と支援の推進」です。

ここでは、具体的には清水委員からの事前の御意見も踏まえて、更生保護施設等での処遇・支援の在り方や委託費構造等の検討、居住支援法人と連携した住居確保や見守り支援の強化等を盛り込んでおります。

続いて、「（3）社会的な孤立を防ぐための地域社会における相談及び支援連携の拠点の確保」です。

具体的には、更生保護施設による訪問支援事業の早期の全国展開、更生保護地域連携拠点を中心とした地域のネットワークの構築、法務少年支援センターや保護観察所による地域援助の積極的な実施等を盛り込んでおります。

ここでは、特に村木委員ほかから、相談先が確保されていても、そこへたどり着かない者や、そもそも「困っている」という声を上げない者も多いことから、相談先へのアクセスのしやすさやアウトリーチの視点が重要という御指摘を頂きましたことから、「アウトリーチ型の支援の充実」という点を明示的に盛り込んでおります。

続いて、「(4) 持続可能な保護司制度の在り方の検討と保護司活動に対する支援」です。

具体的には、時代の変容に対応し、保護司がやりがいを持って活動できるような、持続可能な保護司制度の在り方の検討と、保護司活動への各種の支援の強化や保護観察官によるサポートの強化などを盛り込んでございます。

続いて、「(5) 地方公共団体の役割の提示と支援スキームの確立を含む取組の促進」です。

これまでの検討会での御議論やヒアリングにおいても御指摘いただいた点であり、また地方公共団体側からも御要望がある点として、次期推進計画において国と地方公共団体との役割分担の在り方を整理し、都道府県や市区町村において取り組んでいただくことが考えられる施策メニューを整理して示すとともに、そうしたメニューに取り組んでいただける地方公共団体に対する財政的支援を検討することを記載しております。

そのほか、ただいまの点とも関連するものとして、民間を含めた総合的・継続的な支援スキームの確立、地方公共団体に対する情報提供の在り方の検討を盛り込んでおります。

続いて、「(6) 保健医療・福祉サービスの円滑な利用の促進等」です。

具体的には、ヒアリングにもお越しいただきました地域生活定着支援センターを明示するとともに、川出委員から御指摘を頂いた自助グループを含めた、地域における多様な社会資源との連携・調整の強化、村木委員から御指摘を頂きました入口支援の充実、さらに薬物依存や認知症等を抱える者を地域の医療で円滑に受け入れるための方策などを盛り込んでおります。

続いて、「(7) 特性に応じた処遇の充実強化及び犯罪被害者支援を踏まえた取組の推進」です。

まず柱書では、宮田委員の事前の御指摘を踏まえ、特性に応じた処遇を充実させるため、適切なアセスメントと、その結果などの情報を検察庁から矯正施設、矯正施設から保護観察所といった形できちんと引き継ぐという点を盛り込んでおります。

その上で、それぞれの特性ごとに①から⑤まで記載しております。

まず、「①性犯罪者・薬物事犯者に対する処遇」につきましては、紙幅の関係もございまして、両者を一括してここでは記載してございますけれども、矯正施設及び保護観察所における処遇の充実強化、刑事手続終了後も再犯抑止効果を継続させるための、地方公共団体や民間協力者が利用可能な支援ツールの開発・提供等を盛り込んでございます。

②は「高齢者・障害のある者等への支援」、③は「少年・若年者に対する指導」でございまして、高齢者や障害を有する受刑者等を円滑に地域へ移行するための処遇、本年4月から施行された改正少年法も踏まえた、特定少年等に対する教育や処遇の充実、虐待等の被害体験や発達障害を有する者への処遇の在り方の検討などを盛り込んでおります。

④の「犯罪被害者等の立場や心情等を踏まえた指導」では、堂本委員の事前の指摘も踏まえて、ストーカーやDV加害者に対する指導の充実という点を盛り込んでございます。

また、「⑤その他の処遇方策」では、大麻事犯等の増加する犯罪に対応した処遇方策に加

え、これも堂本委員からの事前の御指摘を踏まえて、「女性の特性を踏まえた処遇の充実」という点を盛り込んでおります。

続いて、「(8)再犯防止分野におけるデジタル化・情報利活用の推進等」です。

デジタル化やAI技術の処遇での活用の検討、効果検証の充実と、それに基づく施策の見直しなどを盛り込んでおります。

最後は、「その他の分野横断的な課題」です。

1点目は、再犯防止を担う人材育成でございまして、川出委員の事前の御指摘も踏まえ、「人事交流の積極化」という点も盛り込んでございます。

また、これまでの会議でも宮田委員、川出委員ほかから御意見を頂いておりますところ、入口支援等における弁護士との連携の在り方の検討という点についても、この部分に盛り込ませていただいております。

重点事項(案)の御説明は以上でございます。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。

津島法務副大臣は公務のため、ここで退席させていただきます。副大臣、ありがとうございました。

それでは、意見交換に入ります。

次回以降は、この重点事項をたたき台といたしまして、推進計画の策定に向けて各論の御議論を頂きたいと考えております。本日はそれを念頭に、今後更に具体化し、又は検討すべき点などについて、この重点事項を基礎に御意見を頂戴したいと考えております。

なお、現時点で重点事項に修正すべき点などがあれば、併せて御指摘いただければと存じます。

本日も恐縮でございますが、お一人、最長六、七分程度で御発言をお願いしたいと存じます。

なお、堂本委員と宮田委員におかれましては、事前に資料を送付いただいておりますので、併せて御参照いただきたく存じます。

それでは、構成員名簿の掲載順で、川出委員からどうぞ御意見等をよろしく願いいたします。

○川出委員 ありがとうございます。

ただいまの早淵室長からの御説明の中にありましたように、私の意見は修正案に取り入れていただいておりますので、2点のみ、補足的に申し上げたいと思います。

1点目は、(6)の「保健医療・福祉サービスの円滑な利用の促進等」の部分ですが、ここにも明記されておりますように、薬物事犯については、対象者を保護観察終了後に地域医療に受け入れる体制を整えることが喫緊の課題になると思います。同時に、薬物依存からの回復には、医療と並んで民間のリハビリ施設や自助グループの活動が効果を持つことが明らかになっておりますので、それらの機関との連携を進めていくことも重要であると思います。

もともと、国が実施する再犯防止策にどのように関わっていくのかについては、それぞれの施設あるいはグループごとにスタンスの違いがあると聞いておりますので、それを十分に尊重しつつ連携を進めていくということが必要であると思います。これが1点目です。

2点目は、次の(7)の⑤の「その他の処遇方策」というところに挙がっている大麻事犯に関してです。覚醒剤事犯の検挙人員が減少傾向にある一方で、大麻事犯の検挙人員が特に

30歳未満の若年層において増加しているという現状がありますので、その処遇方策の充実を図る必要があることは、そのとおりだと思います。

他方で、大麻については、害悪は少ないとして、その規制に反対する意見さえ唱えられていますので、処遇方策の充実を考える前提として、それに対する処遇を行うという観点から見た場合に、これまで薬物事犯として主に想定されてきた覚醒剤事犯とどのような違いがあるのかを実証的に明らかにしていく必要があるのではないかと思います。例えば依存性の程度はどうであるかとか、どのような意味で大麻事犯については早期介入の必要性があるのかといった点です。そして、それを踏まえたうえで処遇方策を考えていくことが必要であると考えております。

以上です。

○**法務省大臣官房政策立案総括審議官** ありがとうございます。

続きまして、清水委員よろしくお願ひいたします。

○**清水委員** もう事前に申し上げた意見も取り込んでいただいておりますけれども、あえて重点と思われることについて若干補足させていただきたいと思います。

まず、支援策に対するアクセスを高めるということについて申し上げたいと思います。

「基本的な方向性」の最初に「個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた「息の長い支援」を実現する」旨が掲げられておりまして、大変良い方向性だと思いますけれども、それを推進していくためには具体的な方向性として次の項目に掲げている二つの取組が大変重要だと考えます。

ここにある一つは、支援拠点です。

支援を利用する主体である対象者、あるいはその関係者という視点から見ますと、自らの抱える課題が、つながるところが見えていない。それが見えるようにするということが大切でありますけれども、多くの人たちの場合、相談し、支援につながる力が弱く、アクセスができないで日々を過ごして、諦めてしまうという傾向がまだ顕著にあります。

その対策としては、地域に見える支援拠点を設置し、取りあえず駆け込める場所を提供することではないでしょうか。立派な門構えでなく、足を運びやすい場所があり、そこに行けば、豊かな知見を備えた専門スタッフがいて、それぞれの課題を見極め、つながるべき窓口に導いてもらえる。それによって様々な支援計画は生きてくるということが大事だと考えております。言わば、ソーシャルワークで言う専門的なインテーク機能です。一層、再犯防止の実効を期すためには、こういう諦めなくても良いという具体的に目に見えるメッセージが、せつかくの制度ですので、必要だと考えます。

かつて、私はアムステルダムの保護観察所を訪ねたことがありますけれども、やはり通常のオフィスで入りにくいなという感じがあります。多くはそうだと思います。ところが、その入口の受付の横に、元当事者の人たちが運営するカフェがありまして、誰でもウエルカムな雰囲気があり、受付を待つ間、気楽に声を掛け、くつろがせてくれていました。支援の仕組みには、そのようなウエルカムな入口部分を備える必要があると思われれます。

もう一つ大切な拠点として、支援連携拠点が掲げられておりますけれども、本検討会のヒアリングでも関係者の方々から優れた活動の報告を頂きましたが、その中で何人かの方から、支援関係者が孤立していて、どこにつながっていいのかが分からない、あるいは難しいという御指摘がありました。第1次計画を通じての成果として、様々な分野の方々が出所者支援

に関わり出したことはありますし、大変心強いことでもあります。一方で、犯罪や非行に関わる分野はかなり専門的で、ある意味で閉ざされた分野でもあります。誰にも身近な分野ではありません。入りやすい分野でもありません。そういう分野に参加して下さっている関係者の方々の志に敬意を表したいと思いますが、それだけにその方々が入口でとどまってしまうことがないように、いつでも交流し、情報共有できる、必要な関係者のつながりが得られる地域拠点が必要であると考えます。

対象者の立場から見ても、支援者であるスタッフ同士が縦割りでなく横につながっているという信頼感が出てきますし、それを見て、自ら相談するという努力を引き出すのではないかと考えられます。何よりも、こういう拠点があることによって支援の厚みができてきますし、また多様な関係者のネットワークが広がることは、対象者の更生を受け入れる地域づくりにもなっていくと考えています。

この二つの拠点づくりが国・地方公共団体・民間関係者の協働により進められていくということが、この「基本的な方向性」の三つ目の柱にもなっていくのではないかと考えられますし、期待したいと思います。

次に、更生保護施設による訪問支援についてでありますけれども、これは2の(3)の「社会的な孤立を防ぐための地域社会における相談及び支援連携の拠点の確保」という項目に掲げられております。この整理は、拠点という文脈ではここに置くことを理解できますけれども、更生保護施設を自立退所した人たちに対する継続的な訪問等による地域支援というのは、何よりも息の長い支援が具体化されたものでありまして、独立した柱として取り上げていただくと、より明確になると思います。

再犯防止の取組は、最初のステージとして矯正施設があり、次のステージとして保護観察等の社会内指導があります。これまではその制度の期間の限度でステージが終わっていたのですけれども、昨年からは開始された訪問支援は、これに3番目のステージを加えた画期的なものであると考えます。支援のトランジションが、路線が長くなった。たしか5年前の第1回の検討会で村木さんが「トランジションが大切だ」と御指摘されたのを私は記憶しておりますけれども、私の理解が間違っていなければ、その御指摘に制度が追いついてきたと言えるのがこの訪問支援ではないかと思えます。

地域生活自立に移行しても一人ですみずかせない取組であり、ある高齢者は退所時に、「これからも一人ではない。」と涙して安堵しておりました。また、本人のアパートに関係機関等のスタッフに来ていただいて、ケア会議を実施することもあります。薬物依存の人を定期的に訪問して、家族を含めた交流もしております。必要な場合は休日に訪問して、職場での悩みを聞くこともあります。また、福祉施設に移行できた後も関わっていきますので、受け入れる側も安心していただいています。

訪問支援はこのような大変重要な位置付けを持っているものだと思いますけれども、今は全国で8か所のモデル事業でありまして、第3のステージは息の長い支援の具体化した取組として、全ての出所者が受けられるよう、是非早期に全国展開をすることが望まれると考えます。

前後しますけれども、もう一つ、更生保護施設はこれまで住居支援の文脈に位置付けられてきましたが、今回の計画では2の(2)に掲げられているとおり、地域生活自立を目指した処遇・支援を担う位置付けがされていまして、第2次計画に向けた改革の視点がうかがわ

れるところであります。

更生保護施設に帰住する人たちは、かつては生きる力が残っていて、一旦、足掛かりが得られれば自分で、自分の力で社会に出ていける人が多かったと思います。しかし今は、生きる力を後退させた人、十分に備わっていない人など、社会に入っていくための手厚い処遇や支援が必要とされております。私たちはこれこそ社会に入っていくための支援として「入口支援」と呼んでおりますけれども、正に住居として受け入れる役割ではなく、社会の入口を開いていく支援が更生保護施設の大切な役割となっております。

訪問支援もそうであります。現在は、これに対して委託費が、これまでの位置付けである住居支援の宿泊施設として1人1日単位の日払い制度となっておりますけれども、このような役割期待の変容に応じて様々な処遇・支援を担っていくような、いけるような委託費構造の見直しが迫られていると考えます。これも第2次計画の柱と考えていきたいと思っております。

最後にもう一つだけ、生きる力の弱さに関連することとして、今はデータ等で十分に把握されておりませんが、再犯を繰り返してきている人たちの傾向として認知機能に課題がある人が大変多いです。就労相談の場面でも、あるいは病院の診察を受ける場面でも、自らの気持ちや状況を説明できなくて、問題なしとされて終わっている人が少なくありません。就労して精勤していても突然退職する場合があります。一見すると円滑な社会生活を送っていくためには何ら問題もないように見えても、初めての環境ですとか、あるいは一人で生きていく環境においては、本人の中では五里霧中という人が少なくありません。言わば境界域にある人たちの多いことについての視点がまだ十分ではないと考えておりますが、これはとても大事なポイントになってきております。

これは宮田さんの提出資料でも触れていただいているので、これにとどめますけれども、このような人たちをしっかりとアセスメントして、社会生活移行支援を的確に実施できるような方策も見いだしていく必要があると考えますし、第2次計画ではそのようなきめ細かい調整にも入っていく必要があると考えております。

以上です。ありがとうございました。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 清水先生、ありがとうございました。

1点、先生の方から、訪問支援を別項目立てというお話を頂いたのですが、今後、各論を議論していく中で、そういう形で別項目立てという方向を、すみません、恐縮ながらおっしゃっていたのか、それとも今の段階で別項目立ての方がいいかなとおっしゃっているのか、ちょっと御趣旨だけ確認させていただきたいと思っております。

○清水委員 形は、お任せいたします。そういう重要な項目として何らかの形で柱立てしていただくのと有り難いなと思っております。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。

続きまして、堂本委員よろしくお願いたします。

○堂本委員 提出資料に沿って申し上げたいと思っております。

第1は女性の問題です。、計画の中に女性の問題が書いていないわけではないのですが、どちらかというと福祉の対象になる障害のある人や比較的病弱な女性だけが対象になっているように感じますが、そうではなく、全ての女性を対象にすべきです。

女性受刑者が出所後に自立した生活を営めることが基本です。弱者だけではなくて、普通

に健康な受刑者たちに対しても、刑務所の中にいるときから就労意欲をできるだけ持つよう指導し、それぞれの特性を踏まえて、必要な職業訓練を実施、強化してほしいし、そのための体制を構築していただきたい。

2番目に札幌刑務支所において実施している刑務所の中から出所後の外の施設まで継続して指導する女子依存症回復支援モデル事業を全国展開してほしい。

最後に「ストーカー加害者に対する指導等」にDV（ドメスティックバイオレンス）の追記を希望します。

以上でございます。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。

今の御意見を踏まえまして、また事務局において少し表現を考えさせていただきたいと思っております。

また、後ほど申し上げますが、今後の具体的な議論の際にもまた同様の御意見を頂ければと存じます。よろしく願いいたします。

続きまして、野口委員よろしく願いいたします。

○野口委員 おはようございます。お世話になります。

今日は再犯計画の意見というよりも、私は協力雇用主として、今、現場で取り組んでいて実行に移されたこととお話ししたいと思っております。

「基本的な方向性」の中で、やっぱり一番に就労と住居というのが必ず出てくるわけでありましてけれども、今私たち協力雇用主は、福岡県の場合は就労支援事業者機構というのがあるので、そこと連携しながら、福岡拘置所、福岡刑務所、あるいは佐賀にあります女性の麓刑務所というところで、私たち協力雇用主が受刑者の方を前にお話しするのですけれども、協力雇用主が行って、自分の職場のPRもそうですけれども、私はまだ受刑者の方たちが協力雇用主に対しての理解度という、今、仮出所が推進されておまして、出所してからということですので、協力雇用主というのは罪を犯した人を雇用するという形があるので、やはり対象者の方というのは社会に出て、出所したら、そういうところには就職したくないという意見も聞きます。そこで私どもが言うことは、人権を尊重して、その方がそういう対象者であるということを一般に知らされるということを非常に配慮をしているという形であります。

そういう中で、後のその人たちのレポートを見ますと、協力雇用主に対して自分たちの考え方が全然違っていたという、そういうことが記入されております。したがって、対象者の方は保護観察所の担当官、そしていつも出てきます保護司さん、協力雇用主、対象者ということで三位一体になってその方の支援をするということでもあります。

支援のネットワークということで、住居というのがあって見ておりますけれども、これは地域定着支援センターが福岡も抱樸さんが持っておりますけれども、ここはアパートやワンルームのマンションが80戸ぐらいありまして、そこと連携をして、そういう方たちに入所をしていただくというような形であります。

特に北九州市はもう2、3年前でしょうか、これは少年についてですけれども、就労にお金がかかるといって、住居にお金がかかるということで、家賃の補助をしようということで、金額は僅かといつか100万円ですけれども、大体5社ほどありまして、過去は4社の実績があって、1件18万円を上限にして支払をするというような形であります。

それから、北九州市が今年度から取り組むというのは、安全・安心という形の中で、子ども家庭局子ども支援部というのが新しくできまして、今問題になっている、特に少年の場合は特定少年以前の生い立ちがほとんどでありますので、孤独・孤立という形、これは成人も含めてでございますけれども、その部を作って、結局、協力雇用主も、もう先生方御承知のとおり、今対象者が非常に少なくなっておりますので、その割には協力雇用主も福岡県、1,300社ぐらいありますけれども、昨年の実績では約110社、約10%ぐらいの雇用をしておるところでありますので、まあ、仕事を持っていない人に協力雇用主がそういう者を雇用するというので、御承知のとおり、福岡県は平成22年ですか、暴力団排除条例が福岡県は全国で初めて実施されましたけれども、今回、これは15日の新聞でありますけれども、北九州市長が中心になりまして――まあ、中心になりましてというか、「組員の離脱へ相談窓口」ということで、北九州市が就労も後押しということで、これについては市外に出た場合は引っ越し費用の4分の3を、20万円を上限にして協賛企業に対して補助をするとか、市内のそういう雇用主に対して30万円を上限にして、業務に必要な資格を取得する補助をするというような取組を今、やっているところであります。

まとめておりませんので、今思っていることだけ言いましたけれども、今後ますます協力雇用主の存在も大きくなってくると思いますが、まだまだボランティア事業として、私たちの組織もないというようなことで、そういう面で早く何か全国的な組織ができてくれたら助かるという、雇用主の立場からの発言であります。ありがとうございました。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 野口委員、ありがとうございました。

続きまして、松田委員よろしくお願ひいたします。

○松田委員 おはようございます。

ただいまの御説明で、今回盛り込まれた点について二つほど考えていることを申し上げます。

一つ目は、「基本的な方向性」と、それから一番最後のところにある「その他の分野横断的な課題」、(8)の「情報活用の推進等」に関わるころなのですけれども、「基本的な方向性」の1番目に「対象者の主体性を尊重し」というように盛り込まれたことについて、まず申し上げたいのですが、昔、ある矯正局長が「矯正行政の主体は被収容者である」と、「行政の主体が被収容者である」と言われて、ちょっと私どもびっくりしたのですけれども、その意のあるところは、彼らが自ら立ち直ろうと真剣にならない限り、どんな制度とか仕組みも絵に描いた餅になってしまうということのようでした。再犯防止施策についても、それは同じことだと思うのですけれども、申し上げたい点は、「主体性」というのは私が考える限りは、自ら立ち直ろうというような自発性とは違って、当事者として本人には本人の意向とか意思とか思考があることを認めることも含むだろうということです。だから、「主体性を尊重する」とここに表記されているということは、本人の意思や選択なども可能な限り本人に関する事項に反映するという意味だろうと理解しております。そこまで含んだものであるなら、それはすごくすばらしい革新的な一歩ではないかと思ひます。

なぜかと申しますと、受刑者とか在院者を、再犯防止の働き掛けとかいろいろな支援を受ける対象、客体というだけではなくて、社会復帰に向けたプロセスの主体と位置付けていることを意味するからです。

施策の実施側としては、矯正施設でいろいろ用意するプログラムとか出所後の支援も彼ら

に有用で必要だと思ってやっているわけですが、社会復帰の当事者である本人がそれをどう受け止めているかはまた別の話で、今の野口先生のお話にも、こちらがいろいろ提供していることも、全く別に理解されているようなことも含めて、本人の受け止めというのはこちらとはまた違うので、よかれと思ってやっていることが本人にとって、いわゆる、体に合わない服みたいな、着心地の悪い、使い勝手が悪いものになっている場合というのもあります。

もとより服は着てもらわないと困るのですけれども、服を着るのは本人ですから、その好みとかこだわりとか着られない事情とかも十分聞いて、大事なことは可能な範囲でそれを反映する姿勢というのは、主体性の尊重だと思います。

今いろいろヒアリングなどでもお聞きして各地で取り組んでおられる再犯防止施策は、服の好みを聞いているような、そんな悠長な話じゃないと言われると思うのですけれども、社会復帰といい、再犯防止といい、それは実施する側からの表現でして、当事者にとっては自分の人生でありますから、実施する側においては、その点は十分に銘記する必要があるのではないかなと思います。それが、結果的には一人一人の身に合った服として長く着てもらえることにつながるのではないかなと思います。

さんざん前置きが長かったのですが、つきましては、2の(8)の「再犯防止におけるデジタル化・情報活用の推進等」の「また」のところ、第2段落目のところに、「効果検証」と「それに基づく施策の見直し」とあるのですけれども、そこに「出所者等の意見も踏まえ」という一言を入れていただけたらなと思います。日本ではデシスタンスに関する研究が余り進んでいないように思うのですけれども、立ち直りの当事者の意見を反映するという姿勢は社会復帰という事柄の性格上、必要不可欠なことではないかなと思いますので、様々な施策をこちら側からの指標で把握すると同時に、出所者とか在所者、あるいは再入受刑者と、いろいろ聞く先はあると思うのですけれども、当事者の意見も踏まえた見直しというのを是非考えていただきたいなと思いました。これが一つ目です。

二つ目は、保護司さんのことに関する2の(4)と、強いて言えば、(9)にも関わることなのですけれども、今回、(4)のところに「保護司と保護観察官との協働態勢の強化」みたいなことが盛り込まれたことについてです。私のざっくりした感想ですけれども、昨年本当に更生保護領域の業務というのは格段に増加して、複雑化しているように思います。量的な増加が質的な変化を生むというわけではないのですけれども、現在の保護司制度については、ここに掲げられている保護観察官との協働態勢の強化というだけではなくて、抜本的に見直すことが必要ではないかと考えます。京都保護司宣言にありますとおり、保護司さんの良さといいますか、ほかでは得られない強みというのは、私が思いますには民間ボランティアとして、罪を犯した人を隣人として受け入れ、同じ目線に立って親身に接することができるということですし、出所者に対する差別とか偏見のない姿勢というのは一般市民の方にとって身近なモデルになっていると思います。

今申し上げたような更生保護領域の業務の増加のかなりの部分が保護司さんの負担増で支えられているのではないかなと思うところもありますので、保護司さんの、今申し上げた代替不可能で本来的な意義を守るためにも、どういう人材が適任なのか、にわかには分かりませんが、(9)のところにも書いてありますが、再犯防止を担う専門職員というのを国においてまず用意して、保護司さんと役割を分けるということも含めて、この保護司制度に

については考えていくことが必要ではないかと思いました。

以上、2点です。

○**法務省大臣官房政策立案総括審議官** 松田委員、ありがとうございました。御意見を基に修正を検討させていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

それでは、宮田委員よろしく願いいたします。

○**宮田委員** 細かいところは書いたとおりなのでご覧いただきたいと思えます。以下 点述べます。

第1点。私の意見を入れていただいて、「主体性」という言葉が入ったことをうれしく思えます。ありがとうございます。今まで、「対象者」という言葉で分かるように、罪を犯した人たちについての施策を考えると、我々は施策の対象として彼らを見ていました。彼らは自分の生きづらさに気が付いていない、あるいは自分がこれからどうしたらいいかについて動機付けができない。そういう状態では、彼らが立ち直すことはできません。この「主体性」という言葉については、彼らに対して積極的に矯正・更生を含めた我々支援者が、彼らに対して情報を開示していき、支援者相互に情報を共有し、そして彼らのニーズを我々が受け取ると、そういうコミュニケーションの中で位置付けてほしいと思えます。「主体性があるんだから、おまえら勝手に考えろ。」というのであれば、それは私の提案とは全く違うものになるので、ここはまず押さえておいていただきたいところです。

第2点。先ほど清水先生が言及して下さった点ですが、それぞれの対象者が抱える問題ということが文章の最初の方で出てきていて、これも非常にすばらしいことだと思うのですが、過去、南高愛隣会の厚労省研究の調査で、4割近くの受刑者が知的境界域以下の知能だという結果が出ていますが、発達障害についての調査はされていません。どう考えても、この方は発達障害域と思われる方に私たちが弁護をしながら出会います。弁護士が気が付けば更生支援計画を作るなり何なり、医師の診断を受けさせるなり対応できるのですが、気が付かないでスルーすれば、刑務所の中できちんとその方の特性について把握していただくことが必要になります。あるいは虐待の被害者であり、コミュニケーションについてうまくいかないという特徴を抱えた方もいるでしょう。そのようなきめ細かな、見方によれば医療的な、治療的な視点で受刑者の方を見てほしいなと思えます。

そして、それぞれの罪を犯した人が、そのような自分の特質を理解し、特質に対応した行動がとれるようにする、いわば自分のトリセツを持って社会に出てくる、そういう場として矯正が機能してくれればいいなと思えますし、そして、そのトリセツは本人が持つだけでなく、保護観察所や福祉の関係者、更生保護施設、保護司といった支援をする人たち全てがそれを持ってその方に接していけるようにしていただければいいなと思えます。

第3点。この文章の中で「国と地方自治体の役割分担を踏まえて」が記載されていますが、その問題の前に、日本の行政の特徴が縦割り行政だと言われているという問題があります。矯正と保護との間でさえ、うまく情報が流れない場合がある。あるいは定着支援センターについて、定着支援センターが持った情報を定着支援センターがその先、支援して下さる福祉の施設にすぐに伝えることができない、あるいは定着支援センターの方から言われて福祉の方が刑務所に面会に行ったときに、事前の情報がなく、面会した段階ではどんな方だか分からない。どんな人か分からない人を誰が引き取って下さるのでしようかという話になりま

す。矯正と保護だけではなく、医療とか、あるいは福祉とか、その人の支援に関わる全ての人がその人の了解の下にその情報を共有して、一緒に考えていく体制が必要だと思います。

そのために、各省庁の縦割りが最も大きな壁になり得ますし、各省庁だけではなく、矯正局と保護局といった局どうし、あるいはその下にある課どうしや法務省でいえば保護観察所同士の利害対立を乗り越えないといけません。縦割りの垣根を越えていくことが必要で、これを国が示さなければ、自治体が何かやろうと思ってもできないのではないかと思います。

第4点。支援の拠点等を考えていくについてですが、事前レクの地域生活定着支援センターや早稲田すばいくの小林さんの話に出てきたように、多くの罪を犯した人、これは入口支援でも、出口支援でもですけれども、障害を抱えた方がとても多いです。このような方の支援には、福祉の視点、医療の視点は不可欠であり、法務省の職員を増やすだけではなくて、福祉のセクターの方たちといかに連携を作るかということも必要だと思います。また、そういうところへの相談のアクセスもよくしないとといけません。例えば、東京都が早稲田すばいくに委託して犯罪なんでも電話相談という事業をしています。そのような形で、とにかくヘルプの電話を掛けられるようにする。とにかくヘルプの電話を掛ければ、次どこかにつながれるような体制は非常に必要なのではないかなと思います。

拠点を作ることも大事ですが、アクセスの容易な相談先を作る、拠点に至るまでのツールとして、道案内してくれるツールも必須だと思います。

以上です。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 宮田委員、ありがとうございました。多岐にわたり力強く、恐縮でございます。ありがとうございました。

続きまして、村木委員よろしく願いいたします。

○村木委員 ありがとうございます。

今回全体として、本当に自治体の役割を総論のところでも書いていただき、2の(5)のところでもしっかり書いていただいたことに大変感謝をしております。また、ここに肉付けをする際に、モデル事業の成果などを踏まえて、しっかりと肉付けをしていただければ非常に有り難いと思います。それが一番大きな点なのですが、そのほかで気になっている点を五つほど申し上げたいと思います。

1点目は、今回入口支援がきちんと計画に書き込めるということで、これまでは入口支援のやり方を検討しましょうという計画だったものが、こういう形で入口支援を進めましょうということで、そこをしっかりと書き込むということに大変期待をしております。

それとの関係で、地域定着が今、入口支援を担うようになったわけですが、地域定着、実は非常に大事な役割を果たしています。この前、甲府の刑務所で開かれた、外部のいろいろな福祉団体と受刑者の人たちの合同相談会、面談会みたいなものも見てきたのですが、受刑者の人たちの特性が分かっているその言わんとすることの翻訳ができる福祉機関、福祉施設というのは大変限られていて、定着支援は福祉側では唯一だろうと感じました。また更生保護とか保護司さんとかというところは翻訳ができる人で、ここは大変大事だと思います。

そんな中で、実は定着支援というのは出口支援もやっているのですが、このコロナ禍で厚生労働省、大変予算が厳しかったときに、定着の予算がばさっと削られるなんていうことが

起こったわけです。よく考えてみると、この計画全体の中で定着支援というのは、法的な根拠が何もない状況で大きな任務を担っているということで、これから出口、入口考えていくときに、ここがとても心配だなという気がしております。特に重点事項のところは予算要求との関連が出てくるので、法務省と厚生労働省で少し議論していただいて、ここにどう書いておけば、きちんとこの事業がこれから守られるか、それから更生保護施設がもっと機能を強化する中で、定着支援との役割分担とかネットワークの作り方とか、翻訳としての役割とかを少し整理して、ここへの書きぶりも必要があれば工夫をしていただければ。これが1点目です。

それから2点目ですが、2の(2)の居住支援です。居住支援を書いていただいて大変有り難いと思っています。ただ気になっているのは、「居住支援法人と連携した」というようになっているのですが、居住支援法人の仕組みは国土交通省の仕組みなので、ハードの支援とか法人の立ち上げ支援はあるのですが、人に対して何かサービスをするという形の予算組みというのがない仕組みなので、基本的には。

そういう意味で、「居住支援法人と連携した」と書くと、居住支援法人があって、そこがいろいろやってくれるというように読めるのですが、実は居住支援法人はまだ足りないし、更生保護施設が例えば居住支援法人の指定を受けるとか、あるいは居住支援法人委託費を出してやってもらうとか、少しそういう具体的なことを考えていかないと、書いただけで終わる可能性があるということで、ちょっとここを書きぶりが工夫できるならして、具体的に何をするかということの検討へと進んでいってもらえればと思います。

3点目は、2の(1)の就労のところ農福連携は、そんなに大きなウエートではないかもしれませんが、実は関係者が「おいでおいで」と受入れを考えたいという熱心な人たちがいる分野ですので、これを書いておいていただければ、関係者が本当にまた一層張り切って仕事をしてくださる分野だと思いますので、もし書けるものなら、こういうところに「農福」ということを明示しておいていただければと思います。

4点目です。2の(3)の相談先で、これは今日何度も出た議論ですが、必要なことは息の長い伴走型の支援ですけれども、その前にまずつながれるかということが重要、つながれなければ後がないということなので。

ツールとしては、さっき皆さんがおっしゃったように、ネットとか電話とか携帯でつながるといふ入口のハードルの低さと、それを含めたアウトリーチ、それから訪問支援、それからさっき清水さんから「カフェ」という言葉が出ましたが、「相談」という看板ではなくて、来ていいよという場所とか、話していいよという人というのが非常に大事になるので、もしこういうことが少しトータルに議論して整理できるといい。各論のところなのかもしれませんが、そういう整理をしていくと、何が足りていない、どこがネックになっているということが見えてきて、みんなの取組がもう少し更に進むんじゃないかと思いました。

最後です。これはどこにどう書いていいか分からなかったの、皆さんにどうでしょうということをお願いするのですが、福祉の分野で見ていると、非常にここが弱いと思うのがDVの加害者、児童虐待の加害者です。多分余り刑務所に入ることが少ないので、ここで薄くなっているのではないかと思うのですが、実はここをちゃんとすることで被害者が減るといふ点では非常に大きな、広い意味の再犯防止で大事なところで、この加害者どうするかということが塀の中だけの矯正でないとすれば、何か取り組めることがあると非常にいいかと

思いました。

同じようなことで気に掛かっているのが少年。18歳、19歳の、かつてであれば「ぐ犯」とか「非行」とか言われていたところが成人になることで入口で捕まりにくくなる。支援が本当は必要なのに、そのところが網からごそっと漏れる可能性があるので、こういうところ、再犯防止という点では実はとても大事なので、何か手が伸びる、支援が伸びるという方法があれば非常にいいと思っています。とても気になっているところなので、何かできることがあれば、是非皆さんのお知恵を頂けたらと思います。

以上です。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。予算組みのことも御指摘いただいて、ありがとうございます。関係省庁と早急に協議しながら、事務局において対処させていただきます。ありがとうございます。

それでは、森久保委員よろしくお願いいたします。

○森久保委員 全国保護司連盟副理事長をさせていただいております森久保でございます。

先般事務局から、次期再犯防止推進計画の骨子とも言える重要な取組についての取りまとめ結果案を頂きまして、個別にまた説明も頂いたところであります。

本案においては「基本的な方向性」の三つの柱の一つとして、「国・地方公共団体・民間協力者との連携を強固にすること」が挙げられております。

また、重要と思われる取組については、更生保護施設の取組の充実、そして将来に向けて持続可能な保護司制度の在り方の検討や保護司活動への支援といった意向が明記されております。これらは、これまで検討会の議論の中で、私が保護司を代表する立場からお伝えをしてきた問題意識を踏まえていただいたものと受け止めております。改めて感謝申し上げます。

また、本日、御意見を申し上げていただいた方々から保護司支援のお言葉をたくさん頂いたこと、本当に重ねて感謝申し上げます。

本日改めて申し上げる意見はございませんが、今後具体的な取組を検討するに当たって、更に踏み込んだ議論をしていきたいことについて申し上げておきたいと思っております。

まず、保護司制度についてであります。

社会構造の変化や価値観の多様化など変わり行く地域社会にあっても常にやりがいをもって活動できる保護司制度であるためには、長きにわたって日本社会の安全・安心に貢献してきた保護司制度の良さを次の世代に継承しつつ、実費弁償金をはじめとする待遇や、現在は定年制を取っている年齢上限の在り方など、制度の骨格に関することも含めて、若い世代の意見を取り入れながら議論をして、将来に託す新しい保護司制度を作っていかなければならないと考えております。

また、保護司が自宅以外の場所で面接ができるようにするための面接場所の確保や保護司専用ホームページの機能拡充による利便性の向上や、タブレット端末の増配備など、デジタル化の推進による保護司活動に対する支援、そしてまた地方公共団体の協力関係の確保、特に関係機関とのネットワークの構築や、そのための財政的支援といったことについても喫緊の課題として検討したいと思っております。

最後に、帰るべき場所がない、複合する困難な問題を抱えている刑務所出所者等を受け入れ、犯罪性の改善と生活の立ち直りを支えて地域社会生活者として送り出してから見守ることが続けられる更生保護施設について、施設ごとの特徴のある取組の充実と、その実施に必

要な国による支援の実施について踏み込んだ議論をしていきたいと考えております。

引き続きよろしく願いをいたします。

ごく簡単であります、私からは以上であります。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 森久保委員、ありがとうございました。

本日は先生方からの御配慮によりまして、非常にいつになく早く議事が進んでおりまして、もう少し時間がございます。

先生方の御意見の後に、また他の先生方の御意見もございましたので、その発言も踏まえて現時点で思うところ、あるいは更にこういう趣旨でこのお言葉というものを考えてほしいとか、そのような御意見がございましたら、先生方から御意見を頂きたいと思ひますし、出席しております関係府省から、もし御意見がございましたら更に御発言等を頂きたいと思ひますけれども、どなたか現時点で御発言を希望される方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、宮田先生お願いします。

○宮田委員 記載したことなので、あえて発言には入れなかったのですが、GPSの問題について一言述べます。私は仮釈放や保釈が拡大するためにGPSが使われることには大賛成なのですが、全ての処分が終わった後に対してGPSが検討されているという御趣旨であれば、極めて人権侵害的であり、非常に危惧するものであります。

海外では、確かに性犯罪の前科を持つ人が「疑われると嫌だから、GPS付けてくれ。」と言ってGPSを付けるというケースもあるとは聞いておりますが、それは本人の意思によって国家機関に対して自分の疑いを晴らすという趣旨で付ける例外的なものです。

「性犯罪者・薬物事犯者に対する処遇」の中で「GPSの活用」と入っていますが、その射程を明らかにしていただきたいという趣旨で発言させていただきました。

以上です。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございました。

ほかに先生方、よろしいですか。

堂本先生、お願いいたします。

○堂本委員 さっき村木さんのおっしゃったことなのですが、住居支援のところは国交省の役割で、ハードのみであるということ。実際に住居の問題というのは非常に大きいと思うのですが、これは国土交通省だと、そういった住居支援のソフト面というのがどう実現できるのか。あるいはそこで、国土交通省だけではなくて、どういう省庁なりと連携して。実際にソフト面がとても大事だと思うのですが、そのところについて、もし役所の方から何か考えがおありになったら、この点、具体的なやり方について、考えなり構想なりがあったら教えていただけますか。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 それでは、国交省の担当者の方、現時点で何かお話しできることはございますでしょうか。

堂本先生、恐縮でございます。突然のお問い掛けで、もしかしたら混乱しているのかも分かりませんが。

○堂本委員 後ほどで結構です。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 そうですね。後ほどまた御連絡させていただきます。

ありがとうございます。

○村木委員 すみません、村木です。さっきの点で少しだけ。

居住支援の制度ができて、本当に動き出していて、ものすごく前に進んで、期待がすごく高いのですけれども、国交省さんは住宅確保困難者に提供できる住宅の改修とか、家賃補助の仕組みとか、いろいろなことをやってはくださっているのです。すごく前進はしたのですけれども、居住支援法人が事業として、例えば補助金が出て、それで運営していくとかという仕組みではないので、それぞれの法人が基本的には自分のビジネスとか仕事、本業を持っていて、そこで何とか工夫をしながら居住支援法人の事業をやっているという状況です。

今、国交省さんはこういう法人の立ち上げのお金、また立ち上げを応援するという意味で今補助金を作ってくさっているのですけれども、これだけの仕事をしたら幾らお金が入るとか、そういうものではないので、関係者は先行きを非常に心配していて、ビジネスモデルがまだ確立していないことを非常に心配しているのです。

ですから皆さん、居住支援法人ができた、制度ができた途端にどの省庁さんも「住居確保については居住支援法人と連携して」って、これと同じことを書くだけ書くということになっていて、国土交通省、とても荷物が重た過ぎて困っていると思うのです。ですから、ここをちゃんと応援する仕組みとか、ここに何か、ちゃんと必要コストが流れるとかということをみんなで考えていかないと、この制度が生きないので、ここは是非みんなで知恵が出るようにできたらというように思います。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。

ほかの先生方、何かございますでしょうか。役所からでも結構でございますが。

○清水委員 よろしいでしょうか。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 結構です。

○清水委員 清水ですけれども、今、続けてお話がありました居住支援の関係なのですけれども、いろいろな新しい仕組みを進めていただいているのですけれども、特に出所者の人たちの立場で考えますと、本当に住居の支援というのは難しいと思います。これはヒアリングのところでも奥田さんのお話があって、私も申し上げたのですけれども、医療とか福祉とか就労、そういった支援というのは、病院があり、社会福祉法人があり、きちんとした企業があり、社会の仕組みの中で受け入れていただいていますので、市民の人たちからすれば、どこかで誰かがやってくれていることではあるのです。

ところが、住居の支援というのは本当に隣に住む人、隣人として受け入れるという、どなたにとっても身近なこと、あるいは家主さんにとってもそうだと思いますけれども、とても難しい支援だということをまず認識しておかなければいけないと思います。私どもも一番それで努力しなきゃいけないと思いながらやっておりますけれども。

その中で支援の仕組みがありますけれども、居住支援というのは、まず一つは情報提供というのがあります。でも、情報だけだとなかなかつながらなくて、それをあっせんするという二つ目の機能がないと、情報というのは全く生かされない。このあっせんが非常に大変なのですけれども、誰がどのようにやってくれるか。そこの難しさを抱樸の奥田さんのところは、御自分でもう物件を抱えるということをしていました。それによって解決しているということですが、それもなかなかいろいろ、ちょっと失敗すると赤字を抱えるということも、空き家をどのように活用していくかということで、一つのビジネスとしてやっておられるわけですが、やっぱり情報があって、あっせんがあって、それだけじゃ駄目だから、自ら居住支援法人として物件を抱えるという三つ目の要素が必要だということを言

っていたと思うので。

ですから、このモデルというのはなかなか一般化できないモデルでもあると思いますけれども、でも、そこにある一つの示唆しているところというのは、いかに具体的な物件をあっせんにつながる形、しやすい形で維持できるかという、そこは非常に大きな仕組みの中でやらないと難しいところかなと思いますけれども。

いずれにしても、住居を得るということは生活の基本ですし、そこから就労もできるし、住民登録もできるし、携帯も取得できるしということで、これは本当に、さっき人権という、主体性というお話がありましたけれども、その一番、人権や生活の主体者の根拠というのは、基礎というのは住居だと思いますし、ここを国なり、いろいろな仕組みの総合力で更にきめ細かく御検討いただいたら有り難いと思います。

村木さんから、出所者の人たちの翻訳能力がある更生保護施設が居住支援事業をやったらどうかという話がありましたけれども、いろいろなことをまだ検討していかなきゃいけないことだなと改めて考えさせられました。よろしくお願いします。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

宮田先生、どうぞ。

○宮田委員

一つ目は、支援ツールの話です。今、スマートフォン、携帯電話の携帯端末の一つもないと就職できないです。ネットカフェ難民になってしまっても携帯端末があればどうにか就職し得る世の中でございます。そう考えると、住居の支援はとても重要で、そこで住民票を得て、そのうえで携帯端末を持つという方法もありますが、逆に、住居が決まる前にレンタル携帯を渡してしまい、「簡易宿泊所でもネットカフェでもいいから、就職活動をする。」という支援も考えられるように思います。

今回、意見書には書かなかったのですがけれども、最初の再犯防止推進検討の会のときに、私が「携帯を持たさないと今、何もできない。」と話したら、「携帯は遊びにも使えますからね。」という法務省からのご発言があったのをよく覚えています。しかし、それを言っていたら、生活保護で金銭を渡すと遊びにも使えるから全部バウチャーにするという話と一緒に思えます。今の社会生活に必要なツールは何なのかという洗い出しも、我々が罪を犯した人を支援していくうえで必要なのではないかと思います。

福祉事務所から生活保護等を受けているから携帯は要らない、という考えは今では取られていません。病院の予約も福祉事務所のソーシャルワーカーとの連絡も全部、携帯がないとできないので、携帯がない、作ることができないというのであれば、福祉のほうでレンタル携帯準備して渡すようなことも現に今やられています。

レンタル携帯であれば、罪を犯した人に対して、例えば国の公的セクターがレンタルを受けて、その人に貸し渡せば、その人が行方知れずになってしまったり、あるいは遵守事項違反があったら公的セクターのほうで解約するというような対応もできるのです。生きていくのに必要なものの洗い出しみたいからしてみる必要があると思います。

もう一つ。先ほど村木先生もおっしゃったとおり、地域定着支援センターは、ものすごく頑張っているのですがけれども、もちろん、ものすごく頑張っているとは評価できないところもあるかもしれないですが、頑張れば頑張るほど足が出る、頑張れば頑張るほど職員も疲弊

してしまうという話を聞いています。ですから、業務量や、実際に行った事業の成果をきちんと評価できる、正当な対価が支払われるシステムを作っていただきたいなと思います。

以上です。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 ありがとうございます。

もうちょっと時間はありますが、フリーにお話しただいて結構なのですが、よろしいですか。

それでは、重点事項につきましては、本日、様々御意見を頂きましたので、それに基づいて事務局において修正した上で、また会議外で先生方に御確認いただきたいと思っております。

その上で、本日の議事録と共に、当省のウェブサイト公表させていただきたいと考えております。

次回以降でございます。次回以降は、この重点事項に沿いまして、就労でありますとか住居の確保でありますとか、大きな項目ごとに具体的な検討を順次、行っていきたいと考えております。順番等につきましては、また本日の御議論等も踏まえまして考えさせていただきますが、いずれにしても大きな固まりごとに一個一個議論をしていただきたいと考えております。また、その間に全体構造でありますとか、全体的な方針でありますとか、そのような御意見も頂きながら、計画の策定に向けて進めていきたいと考えているところでございます。

この各論の御議論に当たりましては、本日、あるいはこれまでに先生方から頂いた御意見を念頭に置きまして、この重点事項を更に開いた形で、より詳しい計画の素案とも言うべきものを作っていく、そこに更に御指摘、あるいは御修正、あるいは付け加えていただいて、次第に計画の全体像が見えるような形に、そういうふうに進めていきたいと考えているところでございます。

そのため、ここの会議の後に重点事項を取りまとめた後、事務局において関係省庁とも協議をしながら、一定の素案作りに入りたいと考えておりますが、そのような進め方でよろしいでしょうか。

うなずきを頂いたと受け止めました。ということで、素案作成のために関係省庁ともやり取りをさせていただきたいと思っておりますので、若干お時間を頂戴できればと存じます。また、その間、重点事項の取りまとめに関しまして先生方ともコミュニケーションを取らせていただきたいと考えております。次回はざっくりと申し上げまして夏頃をめどに開催させていただければと思います。そこから、また取りまとめに向けて各議論を加速させていただければと思っておりますので、引き続き、先生方、それから関係府省庁の皆様におかれましては御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

本日の議事は以上でございますが、この機会に先生方、あるいは関係府省庁の方から何か、議事以外のことで結構でございますが、御意見があればと思いますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。季節の変わり目で体調管理もなかなか難しいと思いますけれども、またコロナとの闘いもまだ続いております。

また世界情勢、ウクライナ等も見据え、家計のことも考えなきゃいけないこの昨今でございますが、皆様、しばらくの間、御自愛いただきたく存じます。本日は、どうもありがとうございました。

